資料1

広島県病院経営外部評価委員会 【令和6年度 第1回】

会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 役員の選任
- 4 令和6年度外部評価委員会の進め方について
- 5【議題】
 - (1) 令和5年度経営計画の取組状況について
 - (2) 令和6年度経営計画のモニタリングについて
- 6 その他

【資料一覧】

- 資料1 会議次第、令和6年度外部評価委員会の進め方
- 資料2-1 令和5年度経営計画の取組状況 (広島病院)
- 資料2-2 令和5年度経営計画の取組状況 (安芸津病院)
- ・資料2-3 (参考資料)各種指標の推移
- ・資料3 令和6年度経営計画の重点指標モニタリング

日時: 令和6年7月10日(水)15時~17時

形式: ハイブリッド形式

(集合形式(※)及びオンライン形式の併用) ※場所:広島県庁北館2階第1会議室





広島県病院経営外部評価委員会 委員名簿

令和6年7月1日現在

氏 名 (敬称略)	職名	備考
(おおげ ひろき) 大毛 宏喜	広島大学病院 副病院長(経費改善担当)	
(e(s slipe) 木倉 敬之	全国健康保険協会理事	
(tehtal esta) 高橋 清子	株式会社中国新聞社編集局論説委員室論説委員	
(たにだ かずひさ) 谷田 一久	東京都立大学 客員教授	
(ひらたに ゆうこ) 平谷 優子	ひかり総合法律事務所 弁護士	
(みょうが ひろし) 茗荷 浩志	一般社団法人広島県医師会 常任理事	新任
(やまもと たかゆき) 山本 隆之	山本公認会計士事務所 所長	新任

3 役員の選任

✓ 委員の任期は、二年とし、委員は、再任されることができる。 (広島県病院事業の設置等に関する条例第5条の2第4項及び第5項)

✓ 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員のうちから委員 長が指名する。

(広島県病院経営外部評価委員会運営要綱第4条第2項)

広島県病院事業の設置等に関する条例(抄) 広島県病院経営外部評価委員会運営要綱(抄)

広島県病院事業の設置等に関する条例(抄)

(広島県病院経営外部評価委員会)

- 第五条の二 前条に定めるもののほか、病院事業管理者の諮問に応じ、 県立病院の経営に関する重要事項について調査審議するため、広島 県病院経営外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員は、医療又は病院経営等に関し識見を有する者のうちから、病院 事業管理者が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

※追加[平成二六年条例一六号]

広島県病院経営外部評価委員会運営要綱(抄)

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年 広島県条例第54号)第5条の2第6項に基づき、同条第1項に規定する 広島県病院経営外部評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び 運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、必要な助言・提言を行う。
- (1) 広島県病院事業経営計画の見直し又は策定に関すること
- (2) 県立病院の取組の検証及び評価に関すること
- (3) 県立病院の経営改善、医療サービスの向上等に関すること
- (4) その他病院事業管理者が必要と認める事項

(専門部会の設置)

第3条 委員会は、前条の事項に係る調査審議のため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて 招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 病院事業管理者は、会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開とし、審議の概要は、公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員会が会議の一部又は全部を公開しない旨を出席委員の過半数により決定したときは、この限りではない。
- (1) 広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号)第10条に規定 する不開示情報が含まれる事項について審議を行う場合
- (2) 公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、病院事業局県立病院課において処理する。

4 令和6年度外部評価委員会の進め方

- ① 外部評価委員会のスケジュール
- ② 経営計画の取組状況の評価方法について

①外部評価委員会のスケジュール(令和6年度)

	≪今回≫			
		令和6年度		
時期 検討課題	第1回 日時:7月10日(水)15時~17時 形式:ハイブリッド形式(広島県庁)	第2回 (11~12月予定)	第3回 (2~3月予定)	
1 点検・評価(経営計画)	0	♦		
・R5取組の検証、評価、 公表	(病) R5取組状況・自己評価 ⇒(委) 委員意見、持ち帰り 評価	(病) 委員評価・意見資料 ⇒(委) R5評価取りまとめ 【評価報告書】 (12月末公表予定)		
2 意見・提言	0	0	0	
・医療機能の強化 ・人材育成機能の維持 ・患者満足度の向上 ・経営基盤の強化 など	(病) R6取組状況(5月末時点) 〈重点指標モニタリング〉 ⇒(委) 委員意見	(病) R6取組状況 〈重点指標モニタリング〉 ⇒(委) 委員意見	(病) R6取組状況 〈重点指標モニタリング〉 ⇒(委) 委員意見	
	(委) 随時提言 ・各病院が令和6年度に ・病院機能の充実強化	こ取り組むべき方向性 策、サービス向上策、経営効率化など		

- 〇意見·提案·資料要求
- ◇委員会アウトプット(取りまとめ)

②経営計画の取組状況の評価方法について(令和5年度の取組状況)

1 評価の考え方

広島県病院事業経営計画で定めた県立病院としての役割や具体的取組の進捗状況を 総合的に評価する。

また、取組結果としての目標指標の達成状況を明らかにする。

2 評価方法

- (1) 評価は、①病院ごと、②「◎○△×」の4段階、③自己評価、④委員評価
- (2) 評価の補足として、意見を併記(病院:自己評価理由・課題、委員:評価意見等) ※委員意見は、評価・改善・計画見直しなど幅広く
- (3) 継続的な取組となるよう、(P) ⇒ (D) ⇒ (C) ⇒ (A) の手法を採用

3 評価基準

取組方針ごとに、下記の区分により4段階で評価する。

区 分	評価	評価の考え方
①計画どおり概ね順調である。	0	計画の達成に向けた、具体的成果がある。又は目標を達成した。
②ほぼ順調である。	0	計画に対して具体的に取組んでおり、一定の成果が認められる。
③やや遅れている。	Δ	計画に対する取組はあるものの、まだ成果に現れていない。取組が不十分。
④かなり遅れている。	×	計画に対して取組が行われているとは言えない。消極的。

4 評価のスケジュール(案)

①第1回(7月10日) 取組状況や自己評価に ついて意見・確認

委員評価・意見を 事務局に提出 ②第2回(11~12月) ・委員評価・意見の 取りまとめ (~12月末) ` 評価報告書を公表